

# 福岡県公報

平成十九年七月九日  
第二千七百号  
増刊 ①

## 目次

選挙管理委員会

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の

政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する告示(地方課) …………… 一

## 選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第八十八号

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年七月九日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団

体の政治活動に関する規程の一部を改正する告示

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程(昭和三十年一月福岡県選挙管理委員会規程第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十九号様式の四及び第十九号様式の五その四を次のように改める。

第十九号様式の四（参議院比例代表選出議員の選挙）

（投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所における掲示）

何年何月何日執行 参議院比例代表選出議員選挙  
参議院名簿届出政党等名称等及び参議院名簿登載者氏名掲示

何市（区）（町）（村）選挙管理委員会

(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名	(ふりがな) 略 称	(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称	

備考

- 一 参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載は、法第七十五条第三項本文のくじで定める順序に従い、上から行うこと。
- 二 参議院名簿登載者の氏名の掲示の掲載は、参議院名簿に記載された氏名の順序に従い、右から行うこと。
- 三 参議院名簿届出政党等の名称、略称及び参議院名簿登載者の氏名については、縦書きとすること。この場合においては、ふりがなを付けること。
- 四 掲示用紙の規格等は、選挙の都度、県の委員会が定める。

その四（参議院比例代表選出議員の選挙）

何年何月何日執行 参議院比例代表選出議員選挙  
参議院名簿届出政党等名称等及び参議院名簿登載者氏名揭示

何市（区）（町）（村）選挙管理委員会

(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名	(ふりがな) 略 称	(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称	

備考

- 一 参議院名簿届出政党等の名称等の揭示の掲載は、法第七十五条第三項本文のくじで定める順序に従い、上から行うこと。
- 二 参議院名簿登載者の氏名の揭示の掲載は、参議院名簿に記載された氏名の順序に従い、右から行うこと。
- 三 参議院名簿届出政党等の名称、略称及び参議院名簿登載者の氏名については、縦書きとすること。この場合においては、ふりがなを付けること。
- 四 揭示用紙の規格等は、選挙の都度、県の委員会が定める。

附則  
この告示は、公布の日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）